

## 「感染防護衣総合管理業務」仕様書

### 1 業務名

感染防護衣総合管理業務委託

### 2 業務の趣旨

尼崎市消防局の救急隊員が、救急業務において着用する感染防護衣について、救急活動に適した機能性及び耐久性、尼崎市の救急状況の地域性等を踏まえて制作するとともに、市民及び隊員への二次感染を防ぐために、定期的な洗浄等により清潔性を保持し、救急業務における汚染時の洗浄及び破損時の修繕等を行い、総合的に管理することをもって、常に的確かつ適正に感染防護衣を維持管理する。

### 3 業務委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約の履行状況を審査し問題がない場合については、各年度予算成立後、初回を含み4回（初年度を含み4年間）の契約を予定

### 4 業務内容

受託事業者においては、業務の趣旨を踏まえ、容易に救急隊と認識するデザインとし、機能等は創意工夫し、救急業務に耐えうる構造となるよう委託者である尼崎市と協議しながら以下各号の要件を踏まえ、感染防護衣を総合的に管理する。

#### (1) 必要数

133名分

#### (2) 救急隊数（配置署所数）

11隊（1局8署所）

#### (3) その他

詳細については、尼崎市ホームページ記載の募集要領を参照すること。

### 5 提案限度額

4,632,000円（消費税込み）以内とする。

### 6 支払方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に12回均等割払いとする。

### 7 再委託について

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、

又は請け負わせてはならない。

- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定する。

以 上